特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法に定める医療扶助に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
周南市教育委員会は、学校保健安全法に定める医療扶助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	学校保健安全法に定める医療扶助に関する業務を外部業者に委託する際には、情報セキュリティのための体制と遵守状況についての届出を求め確認している。 事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録簿を保存している。

評価実施機関名
周南市教育委員会

公表日
令和3年8月31日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法に定める医療扶助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法(昭和三十三年四月十日法律第五十六号)第二十四条の規定による医療扶助に関する事務 ・就学援助認定世帯に対し、年度当初の定期健康診断で指摘された特定の病気(学校保健安全法施行令第八条)の治療費の援助 ①保護者からの治療費申請に対して要件の確認(就学援助世帯であるか、該当する病気であるか) ②①による確認により医療券の発行(毎月ごと) ③治療にかかった医療費の支払
③システムの名称	就学援助システム

2. 特定個人情報ファイル名
就学援助情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　情報利用の根拠 （1）番号法第9条（利用範囲）第1項 番号法別表第1の27及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第23条 （2）番号条例第3条（特定個人情報の利用）第1項 2　情報提供の根拠 （1）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第11項 （2）番号法別表第2の26及び87、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 （3）番号条例第4条（特定個人情報の提供）第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　情報提供の根拠 （1）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第11項 （2）別表第2の38及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条第1項 （3）番号法別表第2の26及び87、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 （4）番号条例第4条（特定個人情報の提供）第1項 2　情報照会の根拠 （1）番号法第19条第9項 （2）番号法別表第2の38の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令24条第1項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市教育委員会　教育部　学校教育課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市教育委員会　教育部　学校教育課（745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地　TEL0834-22-8543）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市教育委員会　教育部　学校教育課（745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地　TEL0834-22-8543）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月13日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1　情報利用の根拠 （1）番号法第9条（利用範囲）第1項 番号法別表第1の27及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第23条 （2）番号条例第3条（特定個人情報の利用）第1項 2　情報提供の根拠 （1）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第10項 （2）番号法別表第2の26及び87、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 （3）番号条例第4条（特定個人情報の提供）第1項	1　情報利用の根拠 （1）番号法第9条（利用範囲）第1項 番号法別表第1の27及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第23条 （2）番号条例第3条（個人番号の利用範囲）第1項及び第3項 2　情報提供の根拠 （1）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第10項 （2）番号法別表第2の26及び87、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 （3）番号条例第4条（特定個人情報の提供）第1項	事後	
令和3年8月31日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1　情報利用の根拠 （1）番号法第9条（利用範囲）第1項 番号法別表第1の27及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第23条 （2）番号条例第3条（特定個人情報の利用）第1項 2　情報提供の根拠 （1）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第10項 （2）番号法別表第2の26及び87、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 （3）番号条例第4条（特定個人情報の提供）第1項	1　情報利用の根拠 （1）番号法第9条（利用範囲）第1項 番号法別表第1の27及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第23条 （2）番号条例第3条（特定個人情報の利用）第1項 2　情報提供の根拠 （1）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第11項 （2）番号法別表第2の26及び87、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 （3）番号条例第4条（特定個人情報の提供）第1項	事前	
令和3年8月31日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1　情報提供の根拠 （1）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第10項 （2）別表第2の38及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条第1項 （3）番号法別表第2の26及び87、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 （4）番号条例第4条（特定個人情報の提供）第1項 2　情報照会の根拠 （1）番号法第19条第8項 （2）番号法別表第2の38の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令24条第1項	1　情報提供の根拠 （1）番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第11項 （2）別表第2の38及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条第1項 （3）番号法別表第2の26及び87、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 （4）番号条例第4条（特定個人情報の提供）第1項 2　情報照会の根拠 （1）番号法第19条第9項 （2）番号法別表第2の38の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令24条第1項	事前	